

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成23年10月14日提出

【計算期間】 第10期
(自 平成23年1月18日 至 平成23年7月15日)

【ファンド名】 C R O C I 日本株指数ファンド

【発行者名】 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 ロバート・モレース

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウ ノースタワー

【事務連絡者氏名】 諏訪部 広

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウ ノースタワー

【電話番号】 03-6377-2842

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主としてドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債を投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 国内 / 株式 / インデックス型に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。当ファンドが該当する商品分類及び属性区分に網掛けで表示しております。

<商品分類表>

単位型 / 追加型 (1)	投資対象地域 (2)	投資対象資産 (収益の源泉) (3)	補足分類 (4)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型 特殊型

- (1) 追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後、追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- (2) 投資対象地域による区分で国内とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- (3) 投資対象資産による区分で株式とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- (4) 補足分類でインデックス型とは、目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用効果を目指す旨の記載があるものをいいます。

<属性区分表>

投資対象資産 (5)	決算頻度	投資対象地域 (6)	対象インデックス (7)
株式 一般 / 大型株 / 中小型株	年1回	グローバル	日経225
債券 一般 / 公債 / 社債	年2回	日本	TOPIX
その他債券 クレジット属性	年4回	北米	その他
不動産投信	年6回 (隔月)	欧州	(Deutsche Bank CROCI
その他資産	年12回 (毎月)	アジア	(Cash Return On Capital
資産複合	日々	オセアニア	Invested) Japan Index
資産配分固定型 / 資産配分変更型	その他	中南米	Total Return)
		アフリカ	
		中近東 (中東)	
		エマージング	

- (5) 投資対象資産による区分で債券 (その他債券) とは、目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- (6) 投資対象地域の日本とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- (7) 対象インデックスによるその他 (Deutsche Bank CROCI (Cash Return On Capital Invested) Japan Index Total Return) とは日経225、TOPIXにあてはまらない指数とし、当ファンドはドイツ銀行ロンドン支店が計算する「Deutsche Bank CROCI (Cash Return On Capital Invested) Japan Index Total Return」です。

信託金の限度額

信託金額の限度額は1,000億円です。

ファンドの特色

- 特色 1** 主として、ドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債を投資対象とし、可能な限り高位に組み入れることで、ドイツ銀行ロンドン支店が計算する「Deutsche Bank CROCI(Cash Return On Capital Invested)Japan Index Total Return」(以下、「クロッキー日本株指数」といいます。)のパフォーマンスに連動する投資成果をめざします。
- 特色 2** 当該ユーロ円債は償還されるまで保有することを前提とし、ユーロ円債の銘柄入替は行わないことを原則とします。
※ただし、投資するユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、または債務不履行となった場合等には、委託会社の判断で当該ユーロ円債をすべて途中売却することがあり、その場合は当ファンドを繰上償還します。
- 特色 3** 収益の分配は収益分配方針に基づき、経費等控除後の利子等収益および売買益(評価益を含みます。)等より、年2回(原則として毎年1月、7月の各15日)行います。
※ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わない場合があります。収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

ファンドの仕組み

- ファンドの設定・運用は、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社が行います。
- 当ファンドは、原則として、ドイツ銀行ロンドン支店が発行する「ユーロ円債」を主な投資対象とし、可能な限り高位[※]に組入れます。
※高位の組入れとは、主な投資対象となる「ユーロ円債」を95%程度を目標として組入れることをいいます。その他の部分は、一部現金などの短期金融資産を組入れる場合もあります。



CROCI

クロッキー日本株指数の概要

ドイツ銀行グループの株式分析手法「クロッキーモデル」による、日本株バリュー株投資戦略のパフォーマンスを表すインデックスです。

集中投資戦略の特色

- 1 主に、TOPIX100構成銘柄(金融セクターを除く)の大型株式から選択
- 2 ドイツ銀行グループが独自に開発した株式分析手法「クロッキーモデル」に基づき、指数構成銘柄の選択を行います。
「クロッキー」により計算された新しい投資指標「エコノミックPER」に基づき、投資価値が高く割安と判断された30銘柄に集中投資。
- 3 指数構成銘柄は等金額に組入れし、毎月見直します。
毎月選択日※1(ロンドン営業日※2でない場合はその翌ロンドン営業日)の「エコノミックPER」に基づき、毎月銘柄を見直し、その3東京営業日後の終値で各銘柄が等金額になるようにリバランスします。

主な投資対象(ユニバース)



- ※1 Index 1の場合、各月の初曜日、Index 2の場合、各月の13日を選択日とします。
- ※2 ロンドンの商業銀行および外国為替市場で支払決済業務が行われる日。
- ※3 TOPIX100は、東証市場第一部銘柄のうち、時価総額、流動性の高い100銘柄から構成される時価総額方式の株価指数で、株式会社東京証券取引所によって算出、公表されているものです。
- ※4 時価総額は浮動株ベース。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

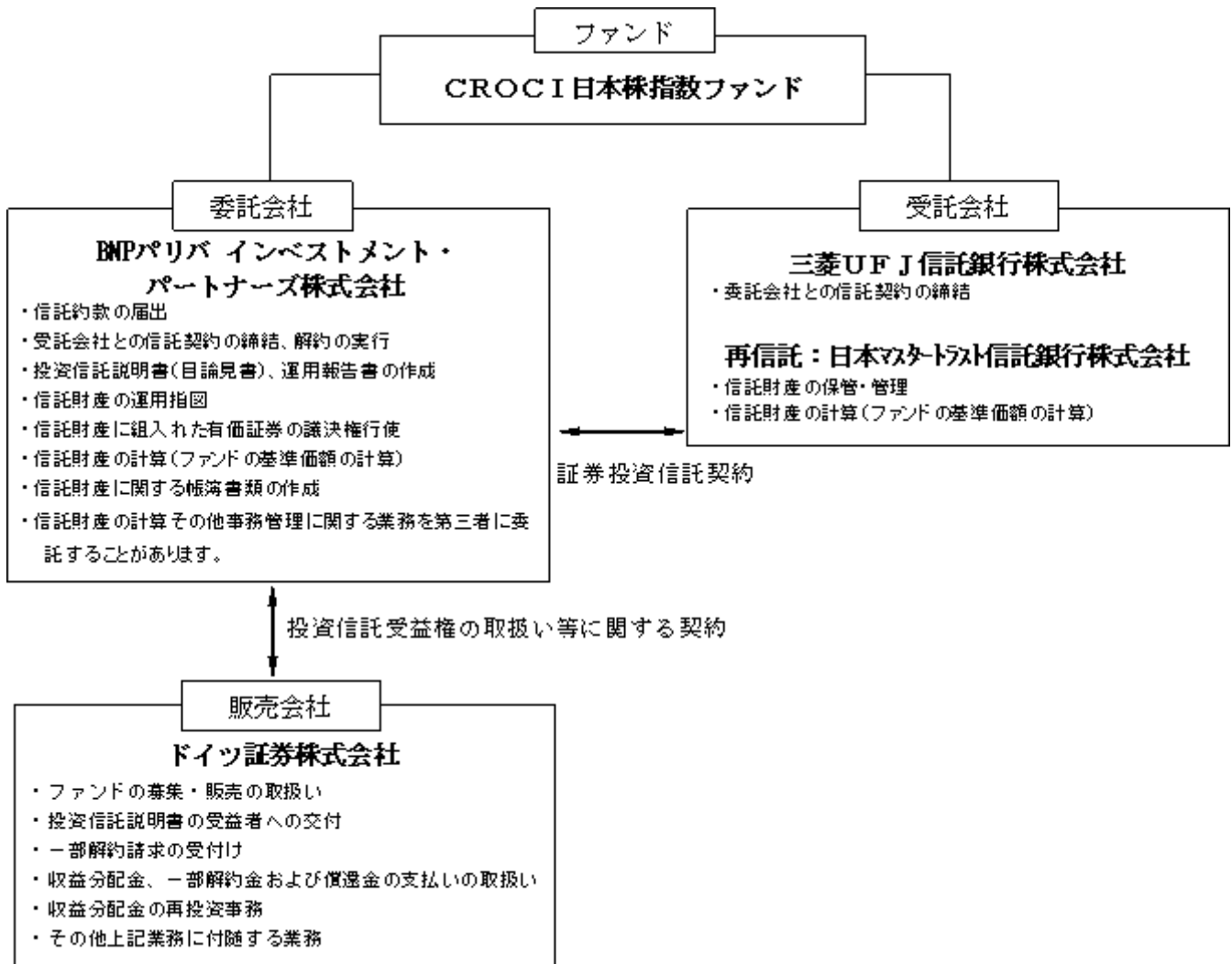
平成18年5月2日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成18年6月1日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成22年7月1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

A ファンドの関係法人



ファンドの関係法人

名称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 三菱UFJ信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》 ドイツ証券株式会社	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付け、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

< 証券投資信託契約 >

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

< 投資信託受益権の取扱い等に関する契約 >

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

B 委託会社等の概況（平成23年8月末日現在）

資本金の額 4億5,000万円

沿革 平成10年11月9日 会社設立

平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得

平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録

平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得

平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける

平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更

平成22年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更

大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国 パリ 75009 ブルヴァーオスマン1	9,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

A 運用方針

当ファンドは、Deutsche Bank CROCI (Cash Return On Capital Invested) Japan Index Total Return (クロッキー日本株指数) と連動する投資成果をめざして運用を行います。

B 投資態度

主として、ドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債を投資対象とし、可能な限り高位に組み入れることで、ドイツ銀行ロンドン支店が計算する「Deutsche Bank CROCI (Cash Return On Capital Invested) Japan Index Total Return」(クロッキー日本株指数) のパフォーマンスに連動する投資成果をめざします。

当該ユーロ円債は償還されるまで保有することを前提とし、ユーロ円債の銘柄入替えは行わないことを原則とします。ただし、投資するユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、または債務不履行となった場合等には、委託会社の判断で当該ユーロ円債をすべて途中売却することがあり、その場合には当ファンドを繰上償還します。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

< 投資の対象とする資産の種類 >

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第27条、第28条に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権（1.、2. に掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。）
4. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形
2. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

< 投資対象とする有価証券 >

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）は、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの。
21. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 なお、第1号の証券または証書および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号ならびに第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 金銭債権（預金およびコール・ローンに限ります。）
2. 約束手形
3. 金銭を信託する信託の受益権（指定金銭信託に限ります。金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
4. 為替手形

委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用

している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(3) 【運用体制】

A 運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

- ・ パフォーマンス評価及び投資運用委員会（8名程度）
原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。
- ・ 内部管理委員会（7名程度）
原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。
- ・ 法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（5名程度）
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

B 意思決定プロセス

運用部門（5名程度）が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。

ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

上記の内容は、平成23年8月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

BNPパリバグループの概要（平成23年8月末日現在）

BNPパリバグループは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界80を超える国と地域において200,000人以上の従業員を擁します。コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という3つの主要業務分野を核に事業展開し、それぞれ業界のキープレイヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパでは全業務を展開しており、なかでもフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクはリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。欧州・地中海沿岸全域において総合的な金融業務を展開するとともに、米国においても広範な拠点網を有します。欧州で既に確固とした地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、米国、アジアにおいても着実かつ急拡大を続けています。

日本国内においても800名を超えるスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ

BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。平成22年4月1日、BNPパリバ インベストメント・パートナーズとフォルティス・インベストメンツは、経営統合いたしました。フォルティス・インベストメンツの運用実績と世界に広がる拠点網が、BNPパリバ インベストメント・パートナーズのフレキシブルなパートナーシップ・モデルとこれまで培われた運用戦略と融合し、相乗効果をもたらすものとなりました。800人を超える各資産クラス向けのサービスに精通した運用担当者が、60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを展開しています。

(4) 【分配方針】

信託財産から生じる利益（以下、収益といいます。）は、原則として決算日ごとに以下の方針に基づき分配されます。

A 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、経費等を控除後の利子等収益等の全額とすることを基本とします。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

B 収益分配の計理

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費および信託報酬を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額の売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

C 収益分配金の交付

毎計算期間の終了日後、1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金を支払います。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払を開始します。

(5) 【投資制限】

< 信託約款による投資制限 >

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は価格変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため行うことができます。

< 投資する株式等の範囲 >

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

< 同一銘柄の株式等への投資制限 >

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

< 信用取引の指図範囲 >

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

< 先物取引等の運用指図・目的・範囲 >

委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本項で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

本条において金融商品とは次に掲げるものをいいます。

1. 金銭債権(預金およびコール・ローンに限ります。)
2. 約束手形
3. 金銭を信託する信託の受益権(指定金銭信託に限ります。)
4. 為替手形

<スワップ取引の運用指図・目的・範囲>

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<同一銘柄の転換社債等への投資制限>

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

<有価証券の貸付の指図および範囲>

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当

する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

< 資金の借入れ >

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

本項において金融商品とは次に掲げるものをいいます。

1. 金銭債権（預金およびコール・ローンに限ります。）
2. 約束手形
3. 金銭を信託する信託の受益権（指定金銭信託に限ります。）
4. 為替手形
5. 抵当証券

< 法令による投資制限 >

当ファンドに適用される投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）等関連法令上により、後記に掲げる取引は、制限されます。

デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

A 基準価額の変動要因

当ファンドは、主として特定のユーロ円債に投資しますので、組入れた有価証券の価格の変動や、発行体の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。したがって、**投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります、ファンドの運用による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。**

尚、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは次の通りです。

市場リスク

上場、非上場にかかわらず、有価証券への投資にはリスクが伴います。有価証券の価格は経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。従って、当ファンドの基準価額は、現在の当ファンドが置かれている投資環境により変動します。債券及びその他確定利付証券への投資もリスクを伴います。債券価格は金利によって変動し、金利が上昇すると債券価格は下がります。債券及びその他確定利付証券の市場価格は、発行体の債務不履行や流動性リスクなどの信用リスクの影響も受けます。

流動性リスク

- ・ 一般に、市場規模や取引量が小さい組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・ 当ファンドが主に投資する円建債券は、当該債券の残存期間中における一部売却に関して、少なくとも当該債券の値付業者が当該債券を買取る形式が取られており、流動性の確保が図られております。ただし、当該債券の残存期間中における一部売却に当該債券の値付業者が対応できなくなることがあります。

信用リスク

当ファンドが組入れたユーロ円債や、当該ユーロ円債が連動する指数に組入れられている株式の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化等により、当ファンドの基準価額も影響を受け、投資元本を下回ることがあります。

特定な債券への銘柄集中によるリスク

- ・ 当ファンドは、原則として円建債券を高位に組入れます。また、原則として設定時に一度組入れた銘柄は満期償還まで保有することから、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該債券が及ぼす基準価額への影響が強くなります。信用リスクが顕在化した場合など、流動性が低くなるため当該債券の一部売却ができなくなり、そのために当ファンドの価額が下落する可能性があります。
- ・ 投資した債券が単一銘柄になった場合、途中売却により売却損が発生する可能性があり、これによって基準価額が下落することが考えられます。

価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする円建債券は、株価の下落により価格が下落するリスクがあります。当該債券が値下がりの場合、当ファンドの基準価額が下落し、当初元本を下回る可能性があります

一般的経済状況

市場及び投資資産は、金利、政府による政策や貿易、外国為替レートといったマクロ経済的な要因に影響を受ける可能性があります。かかる要因により予期せぬ変動が起こり、投資資産の価格自体だけでなくボラティリティにも影響が及ぶ可能性があります。

市場参加リスク

当ファンドが（直接若しくは間接に）取引または投資を行う相手方であり、または当ファンドの信託財産が保管を目的に委託されるブローカー会社及び銀行を含む機関は、営業能力または当ファンドの資本ポジションを損なうような財政困難に直面することがあります。

相手方当事者の債務不履行

当ファンドが取引を行う一定の組織化された市場が、主たる市場になります。かかる市場において、当ファンドは相手方当事者の債務不履行による影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

<投資信託についての一般的な留意事項>

市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
 ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
 投資信託は保険契約ではありません。
 投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
 投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。
 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口になります。）
 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のご投資家様が負うこととなります。

<法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点>

当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

B 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門においてモニタリングを行います。業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。一方、法務・コンプライアンス部門及びインベストメント・リスク管理部門では法令・諸規則、及び運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的チェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	CEO、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部門の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限 / 責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、CEO、インベストメント・リスク管理部門の代表者、運用部門の代表者、業務部門の代表者、監査役
所管業務	業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実行・改善
権限 / 責任範囲	上記所管業務に関する問題点の討議及び所管部門に対する調整

上記の内容は平成23年8月末日現在であり、ファンドの投資リスクに対する管理体制は委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込み手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料

解約手数料はありません。

信託財産留保額

解約請求日の翌営業日の基準価額に0.4%を乗じた金額とします。

(3) 【信託報酬等】

信託財産の純資産総額に年0.3675%（税抜0.35%）を乗じて得た額とし、信託報酬の配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
------	------	------

年0.2625% (税抜年0.25%)	年0.0525% (税抜年0.05%)	年0.0525% (税抜年0.05%)
---------------------	---------------------	---------------------

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬に対する消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

上記の信託報酬の他に当ファンドが投資するユーロ円債の価格および償還価格に影響し、ファンドの基準価額に影響を与える費用があります。

<インデックス手数料>

ファンドの投資対象となるユーロ円債の時価に、年0.50%のインデックス手数料がかかります。

(平成23年8月末日現在)

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託事務の諸費用	信託財産に関する租税 信託財産の財務諸表の監査に要する費用 有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用 信託事務の処理に要する諸費用
売買・保管等に要する費用	ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等 先物・オプション取引に要する費用 その他の金融商品取引に要する費用
資金の借入れ	信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等
その他	受託会社の立て替えた立替金の利息 当該各費用に係る消費税相当額

上記の諸費用は、信託財産の計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁されます。

上記の信託財産の財務諸表の監査に要する費用及び法定書類等の費用をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額に対して年率0.105% (税抜 年0.10%) を上限とする額を、かかる費用の合計額とみなして、実際または予想される金額を上限として、信託財産よりご負担いただきます。ただし、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することがあります。

その他の費用については、定時に見直されるものや売買条件等により異なるものがある為、当該費用および合計額(上限額等を含む)及び具体的な金額を表示することが出来ません。

上記ファンドでご負担いただく各当該費用に係る信託報酬、その他の費用の合計額、上限額、計算方法等は、保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時、請求時に初めて具体的な金額を認識する場合があるため、予め具体的な金額等を記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

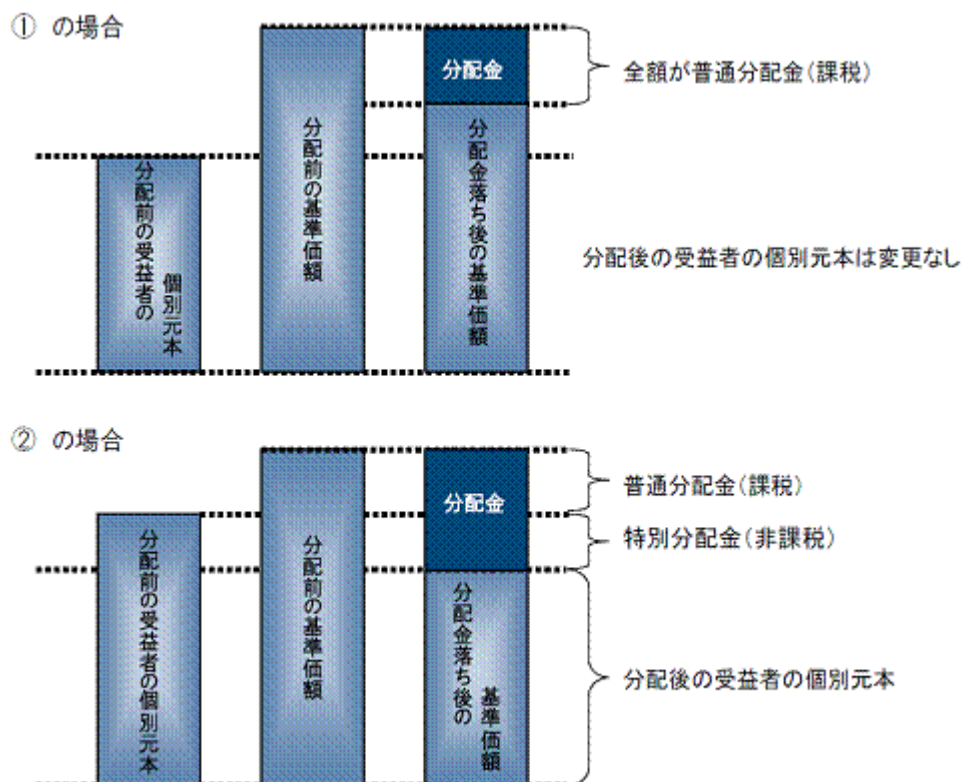
日本の居住者（法人を含む）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。
なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることもあります。

A 個別元本方式について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

B 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



C 個人、法人別の課税の取扱いについて

< 個人の受益者に対する課税 >

(平成23年8月末日現在)

	平成25年12月31日まで	平成26年1月1日以降
収益分配金の課税	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。
解約時および償還時の課税	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

< 損益通算について >

解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

< 法人の受益者に対する課税 >

(平成23年8月末日現在)

	平成25年12月31日まで	平成26年1月1日以降
収益分配金 解約時および償還時	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。

< 益金不算入制度について >

当ファンドは、配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。
課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成23年8月末日現在

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	ドイツ	901,659,000	95.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		39,095,069	4.16
合計(純資産総額)		940,754,069	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

A 評価額上位銘柄

平成23年8月末日現在

国/地域	種類	銘柄名	額面 (千円)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
ドイツ	社債券	ドイツ銀行 CROCI Japan Index Total Returnリンク債	1,535,000	66.63 1,022,770,500	58.74 901,659,000	95.84

B 種類別の投資比率

平成23年8月末日現在

種類	国内/外国	投資比率(%)
社債券	外国	95.84

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年8月末日から平成23年8月末日における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	（平成19年1月15日）	7,876	8,770	10,000	11,135
第2期	（平成19年7月17日）	8,715	9,467	10,000	10,863
第3期	（平成20年1月15日）	3,032	3,032	8,054	8,054
第4期	（平成20年7月15日）	2,386	2,386	7,068	7,068
第5期	（平成21年1月15日）	1,719	1,719	4,429	4,429
第6期	（平成21年7月15日）	1,227	1,227	4,967	4,967
第7期	（平成22年1月15日）	1,372	1,372	5,820	5,820
第8期	（平成22年7月15日）	1,173	1,173	5,402	5,402
第9期	（平成23年1月17日）	1,510	1,510	5,881	5,881
第10期	（平成23年7月15日）	1,062	1,062	5,653	5,653
	平成22年8月末日	1,324	-	5,156	-
	平成22年9月末日	1,385	-	5,394	-
	平成22年10月末日	1,344	-	5,233	-
	平成22年11月末日	1,433	-	5,580	-
	平成22年12月末日	1,484	-	5,780	-
	平成23年1月末日	1,503	-	5,854	-
	平成23年2月末日	1,536	-	5,982	-
	平成23年3月末日	1,361	-	5,725	-
	平成23年4月末日	1,337	-	5,622	-
	平成23年5月末日	1,256	-	5,513	-
	平成23年6月末日	1,269	-	5,570	-
	平成23年7月末日	1,053	-	5,605	-
	平成23年8月末日	940	-	5,006	-

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期末	1,135
第2期計算期末	863
第3期計算期末	-
第4期計算期末	-
第5期計算期末	-
第6期計算期末	-
第7期計算期末	-
第8期計算期末	-
第9期計算期末	-
第10期計算期末	-

【収益率の推移】

		収益率（％）
第1期	（平成19年1月15日）	11.4
第2期	（平成19年7月17日）	8.6
第3期	（平成20年1月15日）	19.5
第4期	（平成20年7月15日）	12.2
第5期	（平成21年1月15日）	37.3
第6期	（平成21年7月15日）	12.1
第7期	（平成22年1月15日）	17.2
第8期	（平成22年7月15日）	7.2
第9期	（平成23年1月17日）	8.9
第10期	（平成23年7月15日）	3.9

（注）各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配基準価額を控除した額を前期末日分配基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

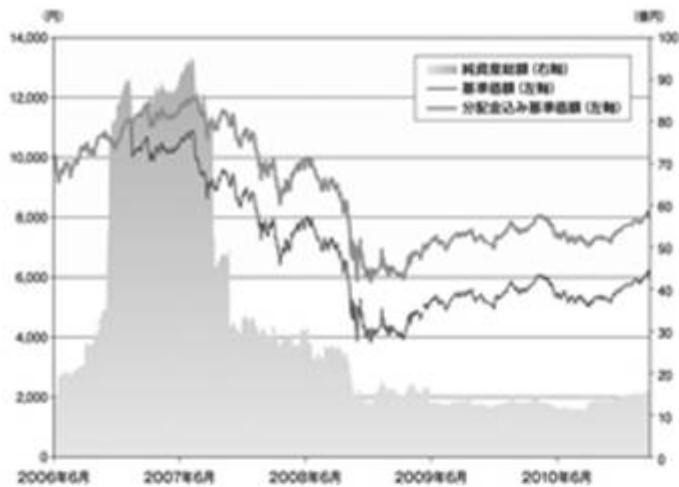
当ファンドの設定日（平成18年6月1日）から第10期末（平成23年7月15日）までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	8,466,665,234	590,388,388
第2期	838,828,834	-
第3期	1,084,709,376	6,034,712,426
第4期	1,678,309,518	2,067,210,554
第5期	1,112,201,591	606,134,579
第6期	350,000,000	1,760,831,558
第7期	186,880,957	300,000,000
第8期	-	186,880,957
第9期	397,061,744	-
第10期	-	689,265,436

< 参考情報 >

運用実績（2011年8月31日現在）

基準価額・純資産の推移（設定日（2006年6月1日）～2011年8月31日）



基準価額 5,006円

純資産総額 940百万円

分配の推移（税引前、1万口当たり）

決算期	分配金
2007年1月	1,135円
2007年7月	863円
2008年1月	0円
2008年7月	0円
2009年1月	0円
2009年7月	0円
2010年1月	0円
2010年7月	0円
2011年1月	0円
2011年7月	0円
設定来の累計	1,998円

注1 分配金込み基準価額は、設定来の課税前分配金を累計加算したものと算出しています。
 注2 基準価額は信託報酬（純資産総額に対して年率0.3675%（税込））控除後の1万口当たりの値です。
 注3 当ファンドはベンチマークを特定していません。

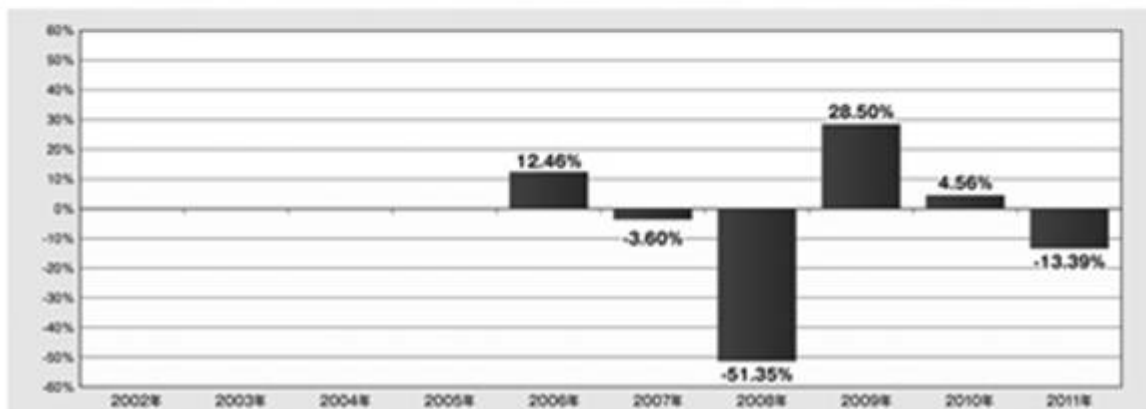
主要な資産の状況

●資産配分

国/地域	種類	銘柄名	償還日(期日)	投資比率
ドイツ	社債券	ドイツ銀行 CROCI Japan Index Total Return リンク債	2016/7/1	95.84%

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

年間収益率の推移（暦年ベース）



注1 2006年はファンドの設定日(2006年6月1日)を10,000とし年末までのもの、2011年は年初から8月31日までの収益率を示しています。
 注2 ファンドの収益率は、設定来の課税前分配金を累計加算したものと算出しています。したがって、実際のファンドにおいては、課税条件によって投資者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用、税金は考慮していません。

ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 最新の運用実績は表紙に記載の委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの信託終了日の11営業日前の午後2時15分まで1,000万口以上1,000万口単位もしくは1,000万円以上1,000万円単位をもって取得申込みができます。受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額の詳細は、委託会社または販売会社窓口にてお尋ね下さい。
また、基準価額は翌日の日本経済新聞に掲載されます。

ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権について、信託約款第4条に規定する当ファンドの信託終了日の11営業日前の午後2時15分まで、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託会社は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、当ファンドの一部を解約します。

なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る当ファンドの一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.4%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。原則として、お申込日から起算して8営業日目からお支払いします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回されない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受け付けたものとして当該計算日の基準価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

A 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株式、上場投資信託：原則として、基準価額計算日¹の金融商品取引所の終値で評価します。

公社債等：原則として、基準価額計算日¹における以下のいずれかの価額で評価します²。

日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）

第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

価格情報会社の提供する価額

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

B 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいた

します。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。
（掲載名「C日本株」）

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

照会先：電話番号 **0120-996-222**

（受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時）

ホームページ <http://www.bnpparibas-ip.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は設定日（平成18年6月1日）から平成28年7月15日までとします。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年1月16日から7月15日、7月16日から翌年1月15日までとすることを原則とします。なお各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託約款第4条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（ ）ファンドの償還条件

- A（イ）信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下ることとなった場合や当ファンドを繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、当ファンドを解約し、繰上償還する場合があります。この場合において委託会社はあらかじめ繰上償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、信託期間中において、主要投資対象であるユーロ円債の発行体の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり当該債券をすべて売却した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドを繰上償還し、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ハ）委託会社は、（イ）の事項について、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドに係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ニ）前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- （ホ）前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、（イ）の信託契約の解約をしません。
- （ヘ）委託会社は、当ファンドの解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドに係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ト）（二）から（ヘ）までの規定は、（ロ）の規定に基づいて当ファンドを解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、（二）の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。
- B（イ）委託会社は、監督官庁より当ファンドの解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい信託契約を解約し信託を終了させます。
- （ロ）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記（ ）信託約款の変更にしたがいます。
- C 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は当ファンドを解約し、信託を終了させます。前述の規定にかかわらず、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記（ ）信託約款の変更dに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- D 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記()の規定にしたがい新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドを解約し、信託を終了させます。
- E 委託会社は、営業の全部又は一部を譲渡をすることがあり、これに伴い、当ファンドに関する営業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドに関する営業を承継させることがあります。

() 償還金について

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。受益者が、支払開始日から10年間その支払いを請求をしないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

() 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

() 信託約款の変更

- A 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- B 委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- C 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- D 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、Aの信託約款の変更をしません。
- E 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

() 反対者の買取請求権

信託約款第50条に規定する信託契約の解約または第55条に規定する信託約款の変更を行う場合において、信託約款第50条第4項または第55条第3項の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、信託約款第50条第3項または第55条第2項に規定する公告または書面に付記します。

() 関係法人との契約更改

委託会社と販売会社との間で締結された「証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

- () 信託事務の委託
受託会社はファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- () 公告
委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。
- () 信託約款に関する疑義の取扱い
当ファンドの信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

A 分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし

す。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払を開始します。

B 受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

C 受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

D 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

E 当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

F 委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、委託会社は販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後、販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

G 投資信託約款の重大な内容の変更、信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「(5) その他 () ファンドの償還条件」に規定する信託の解約または「() 信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申立てることのできる期間が1ヵ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

H 異議申立てを行った受益者の買取請求権

前記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。上記の買取請求の内容および手続きに関する事項は、前記「(5) その他 () ファンドの償還条件」または「() 信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

I 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成22年7月16日から平成23年1月17日まで）及び、第10期計算期間（平成23年1月18日から平成23年7月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【CROCI日本株指数ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成23年1月17日現在)	第10期 (平成23年7月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	39,289,390	42,746,767
社債券	1,474,460,000	1,022,770,500
未収利息	53	58
その他未収収益	107,921	-
流動資産合計	1,513,857,364	1,065,517,325
資産合計	1,513,857,364	1,065,517,325
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	358,635	349,070
未払委託者報酬	2,151,776	2,094,326
その他未払費用	717,154	698,015
流動負債合計	3,227,565	3,141,411
負債合計	3,227,565	3,141,411
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 2,568,498,792	1, 2 1,879,233,356
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3 1,057,868,993	3 816,857,442
(分配準備積立金)	23,008,126	19,852,593
元本等合計	1,510,629,799	1,062,375,914
純資産合計	1,510,629,799	1,062,375,914
負債純資産合計	1,513,857,364	1,065,517,325

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期	第10期
	自 平成22年7月16日 至 平成23年1月17日	自 平成23年1月18日 至 平成23年7月15日
営業収益		
受取利息	5,655,831	5,904,921
有価証券売買等損益	135,148,000	54,614,500
その他収益	107,921	116,672
営業収益合計	140,911,752	48,592,907
営業費用		
受託者報酬	358,635	349,070
委託者報酬	2,151,776	2,094,326
その他費用	819,035	809,059
営業費用合計	3,329,446	3,252,455
営業利益又は営業損失（ ）	137,582,306	51,845,362
経常利益又は経常損失（ ）	137,582,306	51,845,362
当期純利益又は当期純損失（ ）	137,582,306	51,845,362
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	8,201,587
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	998,389,555	1,057,868,993
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	284,655,326
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	284,655,326
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	197,061,744	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	197,061,744	-
分配金	1	1
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,057,868,993	816,857,442

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第9期	第10期
	自平成22年7月16日 至平成23年1月17日	自平成23年1月18日 至平成23年7月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）又は、価格情報会社の提供する価額で評価しております。	社債券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成23年1月15日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を平成23年1月17日としております。	計算期間末日の取扱い 平成23年1月15日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を平成23年1月17日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第9期	第10期
	(平成23年1月17日現在)	(平成23年7月15日現在)
1 期首元本額	2,171,437,048 円	2,568,498,792 円
期中追加設定元本額	397,061,744 円	- 円
期中解約元本額	- 円	689,265,436 円
2 計算期間末日における受益権の総数	2,568,498,792 口	1,879,233,356 口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、1,057,868,993円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、816,857,442円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期	第10期
自平成22年7月16日 至平成23年1月17日	自平成23年1月18日 至平成23年7月15日
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（5,627,578円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（11,765,404円）及び分配準備積立金（17,380,548円）より分配対象収益は34,773,530円（1万口当たり135.36円）であります。分配を行っておりません。	1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,235,611円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（8,608,233円）及び分配準備積立金（17,616,982円）より分配対象収益は28,460,826円（1万口当たり151.43円）であります。分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

	第9期 自 平成22年7月16日 至 平成23年1月17日	第10期 自 平成23年1月18日 至 平成23年7月15日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（社債券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、特定の債券への銘柄集中によるリスク、価格変動リスクを有しております。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、運用調査部門から独立した複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。上記のリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する問題点の是正勧告を行っております。事務リスクについては内部管理委員会により定期的に検証を行っております。また、日常的モニタリングとして、業務部門による日々のトレード、約定、決済におけるモニタリング及びコンプライアンス部門による法令・諸規則、及び運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施しております。	同左
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第9期 (平成23年1月17日現在)	第10期 (平成23年7月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	同左
	(2) デリバティブ取引	同左
	(3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第9期 (平成23年1月17日現在)	第10期 (平成23年7月15日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	135,148,000 円	8,903,000 円
合計	135,148,000 円	8,903,000 円

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

第9期(平成23年1月17日現在)

該当事項はありません。

第10期(平成23年7月15日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期(自平成22年7月16日 至 平成23年1月17日)

該当事項はありません。

第10期(自平成23年1月18日 至 平成23年7月15日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第9期 (平成23年1月17日現在)	第10期 (平成23年7月15日現在)
1口当たり純資産額	0.5881 円	1口当たり純資産額 0.5653 円
(1万口当たり純資産額)	5,881 円)	(1万口当たり純資産額 5,653 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄名	券面総額	評価額	備考
社債券	日本円	ドイツ銀行 CROCI Japan Index Total Returnリンク債	1,535,000,000	1,022,770,500	
合計			1,535,000,000	1,022,770,500	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成23年8月末日

資産総額	941,359,022	円
負債総額	604,953	円
純資産総額 (-)	940,754,069	円
発行済数量	1,879,233,356	口
1口当たり純資産額 (/)	0.5006	円
(1万口当たりの純資産額	5,006	円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

A 名義書換

該当するものではありません。

B 受益者等名簿

作成しません。

C 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

D 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益権の譲渡制限は設けておりません。

E 受益者集会等

該当するものは存在しません。

F 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

G 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

H 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法の定めるところに従い、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

I 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

J 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがたって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成23年8月末日現在）

資本金 4億5,000万円
発行株式総数 50,000株
発行済株式総数 9,000株
株式 記名式・額面100,000円
<最近5年間における資本金の額の増減>
平成17年 3月30日に8億500万円の減資
平成17年 3月30日に3億1,000万円の増資
平成21年 6月30日に4億5,000万円の増資
平成22年 2月5日に4億5,000万円の減資

(2) 委託会社等の機構

A 経営体制

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、しない時もしくは議長となろうとし、しない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

B 運用体制

運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（8名程度）

原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

・内部管理委員会（7名程度）

原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（5名程度）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

意思決定プロセス

(a) 運用部門（5名程度）が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

(b) 上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。

(c) ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

(d) 運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会で行われます。これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

上記の内容は、平成23年8月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。(平成23年8月末現在)

種類	ファンド数(本)	純資産総額合計額(単位:億円)
追加型株式投資信託	69	2,416
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	29	645
単位型公社債投資信託	28	533
合計	126	3,595

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第13期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第13期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

期別		第12期 (平成22年3月31日現在)		第13期 (平成23年3月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	* 2		650,883		1,097,456
前払費用			21,476		40,611
未収委託者報酬			630,040		1,068,576
未収運用受託報酬			79,709		269,440
未収投資助言報酬			68,017		66,031
未収収益			16,185		1,011,320
未収入金			8,019		9,158
立替金			-		16,666
未収消費税等			-		2,550
貸倒引当金			-		18,954
流動資産計			1,474,334		3,562,858
固定資産					
有形固定資産			96,126		121,782
建物	* 1	93,220		118,534	
器具備品	* 1	2,905		3,248	
無形固定資産			2,288		257,758
ソフトウェア		1,163		2,752	
のれん		-		252,714	
その他		1,124		2,291	
投資その他の資産			157,154		379,872
長期差入保証金		151,154		372,871	
その他		6,000		7,000	
固定資産計			255,568		759,412
資産合計			1,729,903		4,322,270

期別		第12期 (平成22年3月31日現在)		第13期 (平成23年3月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			78,131		179,435
未払金			544,232		1,021,798
未払手数料		313,366		675,141	
未払委託調査費		196,124		313,612	
その他未払金		34,742		33,045	
未払費用			57,143		723,575
未払法人税等			3,895		15,855
賞与引当金			41,815		90,353
役員賞与引当金			5,179		11,222
関係会社借入金	* 2		-		300,000
流動負債計			730,397		2,342,235
固定負債					
退職給付引当金			347,596		482,224
役員退職慰労引当金			10,050		-
預り敷金保証金			-		223,121
固定負債計			357,646		705,345
負債合計			1,088,043		3,047,579
純資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			457,777		1,915,644
資本準備金		7,777		7,777	
その他資本剰余金		450,000		1,907,867	
利益剰余金			265,918		1,090,952
利益準備金		75,500		75,500	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		341,418		1,166,452	
株主資本合計			641,859		1,274,691
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			-		0
評価・換算差額等合計			-		0
純資産合計			641,859		1,274,691
負債・純資産合計			1,729,903		4,322,270

(2) 【損益計算書】

期別	注記 番号	第12期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日		第13期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	
		内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			2,287,627		3,804,714
運用受託報酬			228,150		644,089
投資助言報酬			214,404		164,216
その他営業収益			63,660		1,172,399
営業収益計			2,793,843		5,785,419
営業費用					
支払手数料			1,058,102		2,057,927
広告宣伝費			7,306		26,297
調査研究費			51,923		89,765
委託調査費			513,358		719,478
委託計算費			97,072		348,430
営業雑経費			53,136		88,685
印刷費		49,900		83,216	
協会費		3,235		5,468	
営業費用計			1,780,901		3,330,584
一般管理費					
給料			825,549		1,363,746
役員報酬		72,320		116,319	
給料・手当		605,972		1,109,432	
賞与		147,256		137,995	
業務委託費			105,244		279,364
交際費			549		3,077
旅費交通費			16,160		51,306
事業税			5,135		15,767
租税公課			8,132		11,443
不動産賃借料			211,357		225,073
賞与引当金繰入額			41,815		76,142
役員賞与引当金繰入額			5,179		11,222
退職金			-		19,929
退職給付費用			55,464		103,207
役員退職慰労金			3,594		4,203
役員退職慰労引当金繰入額			10,050		-
固定資産減価償却費			10,613		13,021
のれん償却費			-		78,428
諸経費			70,134		217,815
一般管理費計			1,368,979		2,473,750
営業利益又は営業損失 ()			356,037		18,915

期別		第12期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日		第13期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	
		科目	注記 番号	内訳	金額
営業外収益					
受取利息	* 1		562		222
受取違約金			13,026		-
為替差益			-		51,460
雑益			2,189		12,174
営業外収益計				15,778	
63,858					
営業外費用					
支払利息	* 1		-		1,490
雑損失			208		3,968
営業外費用計				208	
5,458					
経常利益又は経常損失 ()				340,468	
39,484					
特別損失					
固定資産除却損				-	397
過年度賞与引当金繰入不足額				-	14,211
特別損失計				-	14,609
税引前当期純利益又は税引 前当期純損失()				340,468	
24,875					
法人税、住民税及び事業税			950		3,982
法人税等調整額			-	950	353,209
357,191					
当期純利益又は当期純損失 ()				341,418	
332,316					

（３）【株主資本等変動計算書】

第12期
自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	新株の発行 450,000 その他資本剰余金へ振替 450,000
	当期変動額合計	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	新株の発行 315,000 その他利益剰余金へ振替 344,223
	当期変動額合計	29,223
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	その他利益剰余金へ振替 200 資本金から振替 450,000
	当期変動額合計	449,800
	当期末残高	450,000
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	420,577
	当期末残高	457,777
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	344,423
	当期変動額	剰余金の配当 - 資本剰余金から振替 344,423 当期純損失 341,418
	当期変動額合計	3,005
	当期末残高	341,418
利益剰余金合計	前期末残高	268,923
	当期変動額	3,005
	当期末残高	265,918
株主資本合計	前期末残高	218,277
	当期変動額	423,582
	当期末残高	641,859
純資産合計	前期末残高	218,277
	当期変動額	423,582
	当期末残高	641,859

第13期

自 平成22年4月1日

至 平成23年3月31日

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	7,777
	当期変動額	-
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	前期末残高	450,000
	当期変動額	企業結合による増加 1,457,867
	当期変動額合計	1,457,867
	当期末残高	1,907,867
資本剰余金合計	前期末残高	457,777
	当期変動額	1,457,867
	当期末残高	1,915,644
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	341,418
	当期変動額	企業結合による増加 492,718
		当期純損失 332,316
	当期変動額合計	825,034
	当期末残高	1,166,452
利益剰余金合計	前期末残高	265,918
	当期変動額	825,034
	当期末残高	1,090,952
株主資本合計	前期末残高	641,859
	当期変動額	632,832
	当期末残高	1,274,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	-
	当期変動額	0
	当期末残高	0
純資産合計	前期末残高	641,859
	当期変動額	632,832
	当期末残高	1,274,691

重要な会計方針

項目	期別 第12期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	第13期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2．固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却によっております。</p>
3．引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 役員賞与引当金 同左</p>

項目	期別 第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>5. その他財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>

会計方針の変更

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
	<p>（企業結合に関する会計基準等の適用） 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。</p> <p>（資産除去債務に関する会計基準） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これに伴う営業損失、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額はありません。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第12期 （平成22年3月31日現在）		第13期 （平成23年3月31日現在）	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。		* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	
建物	21,080千円	建物	31,845千円
器具備品	8,009千円	器具備品	8,567千円
* 2 関係会社項目		* 2 関係会社項目	
預金	449,400千円	預金	1,073,099千円
		関係会社借入金	300,000千円

（損益計算書関係）

第12期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日		第13期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	
* 1 関係会社取引項目		* 1 関係会社取引項目	
受取利息	470千円	支払利息	1,490千円

（株主資本等変動計算書関係）

第12期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	4,500	-	9,000	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	一株当り 配当額 （円）	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	9,000	-	-	9,000	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	一株当り 配当額 (円)	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

(リース取引関係)

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日		第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	
(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。		(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。	
(2) オペレーティング・リース取引（借主側）は 次の通りであります。		(2) オペレーティング・リース取引（借主側）は 次の通りであります。	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料		オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料	
1年内	139,855千円	1年内	259,940千円
1年超	221,437千円	1年超	302,501千円
合計	361,292千円	合計	562,442千円

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

第12期
自 平成21年 4月 1日
至 平成22年 3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。長期差入保証金は信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、総務・業務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第12期
(平成22年3月31日現在)

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科目	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	650,883	650,883	-
(2) 未収委託者報酬	630,040	630,040	-
(3) 長期差入保証金	151,154	147,695	3,459
資産計	1,432,077	1,428,618	3,459
(1) 未払手数料	313,366	313,366	-
(2) 未払委託調査費	196,124	196,124	-
負債計	509,490	509,490	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬

営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負債

(1) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	650,883	-	-	-
未収委託者報酬	630,040	-	-	-
長期差入保証金	-	151,154	-	-

追加情報

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

第13期
自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

関係会社借入金は、支払期日にその支払いを実行するため、同行の当座預金に資金を留保しており流動性リスクは担保されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第13期
(平成23年3月31日現在)

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	1,097,456	1,097,456	-
未収委託者報酬	1,068,576	1,068,576	-
未収運用受託報酬	269,440		
貸倒引当金（*1）	18,954		
	250,486	250,486	-
未収投資助言報酬	66,031	66,031	-
未収収益	1,011,320	1,011,320	-
未収入金	9,158	9,158	-
長期差入保証金	372,871	364,400	8,471
資産計	3,875,900	3,867,429	8,471
未払手数料	675,141	675,141	-
未払委託調査費	313,612	313,612	-
その他未払金	33,045	33,045	-
未払費用	723,575	723,575	-
関係会社借入金	300,000	300,000	-
預り敷金保証金	223,121	215,101	8,020
負債計	2,268,494	2,260,474	8,020

(* 1) 未収運用受託報酬に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) その他未払金、未払費用

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 関係会社借入金

借入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,097,456	-	-	-
未収委託者報酬	1,068,576	-	-	-
未収運用受託報酬	269,440	-	-	-
未収投資助言報酬	66,031	-	-	-
未収収益	1,011,320	-	-	-
未収入金	9,158	-	-	-
長期差入保証金	140,234	232,637	-	-

（有価証券関係）

第12期 （平成22年3月31日現在）	第13期 （平成23年3月31日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日												
<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務</p> <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td> <td>347,596千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td> <td>347,596千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>55,464千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	347,596千円	(2) 退職給付引当金	347,596千円	勤務費用	55,464千円	<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務</p> <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td> <td>482,224千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td> <td>482,224千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>103,207千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	482,224千円	(2) 退職給付引当金	482,224千円	勤務費用	103,207千円
(1) 退職給付債務	347,596千円												
(2) 退職給付引当金	347,596千円												
勤務費用	55,464千円												
(1) 退職給付債務	482,224千円												
(2) 退職給付引当金	482,224千円												
勤務費用	103,207千円												

（税効果会計関係）

第12期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	第13期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日																																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">141,437</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">19,121</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">4,089</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">4,014</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3,963</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">206,460</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">379,084</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">379,084</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	141,437	賞与引当金	19,121	役員退職慰労引当金超過額	4,089	未払費用	4,014	その他	3,963	繰越欠損金	206,460	繰延税金資産小計	379,084	評価性引当金	379,084	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	-	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">196,217</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">58,973</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">258,982</td> </tr> <tr> <td>税務上の営業権計上額</td> <td style="text-align: right;">608,298</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">9,332</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">1,691,188</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,822,993</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">2,822,993</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳</p> <p>当事業年度は課税所得が発生していないため、差異の原因についての記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	196,217	賞与引当金	58,973	未払費用	258,982	税務上の営業権計上額	608,298	その他	9,332	繰越欠損金	1,691,188	繰延税金資産小計	2,822,993	評価性引当金	2,822,993	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	-
繰延税金資産																																																	
退職給付引当金超過額	141,437																																																
賞与引当金	19,121																																																
役員退職慰労引当金超過額	4,089																																																
未払費用	4,014																																																
その他	3,963																																																
繰越欠損金	206,460																																																
繰延税金資産小計	379,084																																																
評価性引当金	379,084																																																
繰延税金資産合計	-																																																
繰延税金負債	-																																																
繰延税金資産の純額	-																																																
繰延税金資産																																																	
退職給付引当金超過額	196,217																																																
賞与引当金	58,973																																																
未払費用	258,982																																																
税務上の営業権計上額	608,298																																																
その他	9,332																																																
繰越欠損金	1,691,188																																																
繰延税金資産小計	2,822,993																																																
評価性引当金	2,822,993																																																
繰延税金資産合計	-																																																
繰延税金負債	-																																																
繰延税金資産の純額	-																																																

（企業結合等関係）

<p style="text-align: center;">第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日</p>
<p>該当ありません。</p>	<p>（吸収合併） ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年5月12日付で合併契約を締結し、平成22年5月12日に開催した取締役会の承認をもって、平成22年7月1日に合併いたしました。</p> <p>（1）企業結合の概要 1）結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容 結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務</p> <p>被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務</p> <p>2）企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併</p> <p>3）企業結合後の名称 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（合併後の新商号：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）</p>

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
	<p>4) 取引の概要</p> <p>本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。</p> <p>(2) 実施する会計処理の概要</p> <p>当該合併は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</p>

（資産除去債務関係）

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
	当社は建物等の賃借契約において、建物等の所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しておりますが、当社が退去時における原状回復に係る義務を有していないため、資産除去債務を計上しておりません。

（セグメント情報等）

第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日				
（セグメント情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
（関連情報）				
1．製品及びサービスごとの情報 （単位：千円）				
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,804,714	808,306	1,172,399	5,785,419
2．地域ごとの情報				
（1）営業収益 （単位：千円）				
	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
日本	731,661	277,934	317,288	5,785,419
4,458,536				
（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
（2）有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。				
3．主要な顧客ごとの情報 （単位：千円）				
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名	
BNPパリバ ブラジル株式オープン	1,056,553		なし	
BNPパリバ・インベストメント・ パートナーズ・ルクセンブルグ	731,661		なし	
（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者関係）

1．関連当事者との取引

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,369百万 ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び 定期預金契約 の締結	資金の 預入 (注1)	-	預金	449,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセット マネジメント ブラジル	Comissao de Valores Mobiliarios	2,369百万 レアル	資産 運用業	無し	運用再委託契 約の締結	委託調 査費の 支払 (注2)	331,610	未払 委託 調査費	144,534

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2) 委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

2．親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

第13期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,397百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1）	-	預金	1,073,099
							資金の借入（注1）	1,200,000	関係会社借入金	300,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメントブラジル	Avenida Presidente Juscelino Kubitschek, n. 510, 14th floor, São Paulo, SP, Brazil. CEP n.º 04543-906	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払（注2）	340,318	未払委託調査費	120,626
親会社の子会社	BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	33, rue de GasperichL - 5826 Howald - Hesperange	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	運用受託報酬の受入（注3）	15,641	未収運用受託報酬	2,642
							その他営業収益の受入（注3）	716,020	未収収益	654,158
							業務委託費の支払（注3）	573	未払費用	573
親会社の子会社	BNPパリバ証券会社東京支店	東京都千代田区丸の内1-9-1	795億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の受入（注3）	223,121	預り敷金保証金	223,121

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2) 委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

(注3) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注4) 上記の表以外の取引は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

（ 1株当たり情報 ）

第12期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日		第13期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日	
1株当たり純資産	71,317円	1株当たり純資産	141,632円
1株当たり当期純損失	43,272円	1株当たり当期純損失	36,924円
損益計算書上の当期純損失	341,418千円	損益計算書上の当期純損失	332,316千円
1株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る当期 純損失	341,418千円	1株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る当期 純損失	332,316千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数・普通株式	7,890株	期中平均株式数・普通株式	9,000株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額 については、新株引受権付社債及び転換社債型新 株引受権付社債を発行していないため記載して おりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額 については、新株引受権付社債及び転換社債型新 株引受権付社債を発行していないため記載して おりません。	

（重要な後発事象）

<p style="text-align: center;">第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日</p>												
<p>（吸収合併） ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年5月12日付で吸収合併契約を締結しております。</p> <p>（1）企業結合の概要 1）結合当事企業の名称及びその事業内容</p> <p>結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務</p> <p>被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 事業の規模 被結合企業の直前期（平成21年12月期）の概要</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">営業収益</td> <td style="text-align: right;">3,618,439千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当期純損失</td> <td style="text-align: right;">96,515千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">総資産額</td> <td style="text-align: right;">3,661,567千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">総負債額</td> <td style="text-align: right;">1,838,461千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">純資産額</td> <td style="text-align: right;">1,823,106千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員数</td> <td style="text-align: right;">59名</td> </tr> </table> <p>2）企業結合日 合併効力発生日については、平成22年7月1日を予定しております。</p> <p>3）企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併</p>	営業収益	3,618,439千円	当期純損失	96,515千円	総資産額	3,661,567千円	総負債額	1,838,461千円	純資産額	1,823,106千円	従業員数	59名	<p>該当ありません。</p>
営業収益	3,618,439千円												
当期純損失	96,515千円												
総資産額	3,661,567千円												
総負債額	1,838,461千円												
純資産額	1,823,106千円												
従業員数	59名												

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
<p>4) 企業結合後の名称 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社</p> <p>5) 取引の概要 本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行う予定です。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。</p> <p>(2) 実施する会計処理の概要 当該合併は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。</p>	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成23年3月末日現在

<再信託受託会社>

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成23年3月末日現在

(2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
ドイツ証券株式会社	72,728百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

平成23年3月末日現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約

金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は以下の通りです。

平成23年4月15日 有価証券報告書

平成23年4月15日 有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成23年3月2日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCROCI日本株指数ファンドの平成22年7月16日から平成23年1月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CROCI日本株指数ファンドの平成23年1月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月12日にフォルティス・アセットマネジメント株式会社と吸収合併契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年 8月31日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男澤 顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCROCI日本株指数ファンドの平成23年1月18日から平成23年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CROCI日本株指数ファンドの平成23年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月24日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。